感染症による出席停止について

富山県立滑川高等学校

年 組 氏名

医師の診察により下記の感染症にかかっている、または、かかっている疑いがあると診断された 場合は、学校保健安全法により出席停止となります。

出席停止の期間は医師により「治癒した」「決められた出席停止の期間が経過した」「感染のおそれがない」と認められた期間となります。

医師から登校の許可が出ましたら、下記の「登校許可証明書」に証明してもらい、再登校初日に 学校へ提出してください。

★該当する学校感染症

- 【第1種】エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症
- 【第2種】インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎 風しん、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱、結核および髄膜炎菌性髄膜炎
- 【第3種】コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染病(感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、帯状疱疹、EBウイルス感染症、手足口病、ウイルス性肝炎等)

登校許可証明書

⇒A NkC か		
診断名		

出席停止期間 令和 年 月 日()~ 令和 年 月 日()

上記の感染症において、他に感染のおそれがないため、登校して差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名